

## **[事案 29-111] 損害賠償請求**

・平成 30 年 3 月 2 日 和解成立

### **<事案の概要>**

担当者のミスにより申込みの不備が是正されず契約が成立していなかったことを不服として、特定疾病保険金相当額の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 26 年 12 月に申込みをした特定疾病保障保険について、平成 27 年 3 月に契約不成立の通知が送付されてきたが、募集人によれば、保険会社のミスであり、契約は有効であるとのことであったのでそのままにしていたところ、約 1 年後に前立腺がんの診断を受けたことにつき特定疾病保険金を請求すると、保険契約は不成立になっているとして支払われなかった。しかし、上記の経緯を踏まえ、特定疾病保険金相当額を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

契約が不成立である以上、保険契約に基づく支払義務は生じ得ないため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、契約が成立していない以上、保険契約に基づく特定疾病保険金の支払いは認められないが、募集人ないし保険会社が不成立の通知までの間、申込みの不備を是正する対応をとっていないこと、募集人により契約は有効であるとの誤った連絡が申立人に行われたことが認められたため、契約の不成立を認識すること自体は可能であり申立人にも相当程度の過失が認められること等も踏まえたうえで、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。